

埼玉県自殺対策推進センター設置要綱

- 1 埼玉県では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目的に、埼玉県自殺対策推進センター（以下「センター」という。）を設置する。
- 2 センターは、保健医療部疾病対策課内に設置し、自殺対策を担当する職員が事業を行うものとする。
また、その実務責任者である疾病対策課長を「地域自殺対策推進センター長」として指定する。
- 3 センターは、保健・医療・福祉・労働・教育・警察等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携を図りながら、市町村等において地域の状況に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に推進されるよう、次に定める事業を実施する。
 - (1) 自殺対策計画支援
市町村の作成する自殺対策計画の策定及び見直しに必要な支援及び情報提供等を行う。
 - (2) 情報の収集、分析及び提供
自殺の実態把握や地域の実情に即した効果的な自殺対策を実施するために必要な情報の収集を行い、それらの分析や提供を行う。
 - (3) 地域連携、ネットワーク強化
関係機関、自殺防止及び自死遺族等の支援活動を行う関係団体等との密接な連携を図り、地域の自殺対策ネットワーク強化に努める。
 - (4) 市町村及び民間団体への支援
市町村及び民間団体が行う自殺対策に資する事業に対する相談支援や技術的助言を行う。
 - (5) 人材育成研修
自殺を考えている者、自殺未遂者及び自死遺族等の支援に携わる者等に対して、それらの者の心情に配慮した適切な支援手法等に関する研修を実施する。
 - (6) 市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する指導等
自死遺族等が必要とする様々な支援情報を収集し、その提供について市町村等を指導するとともに、自殺未遂者及び自死遺族等支援について市町村等から対応困難な事例の相談があった場合には、必要に応じて関係機関等と協力し、当該市町村等に対して指導又は助言等の支援を行う。
- 4 センターの事業の実施に当たっては、自殺総合対策推進センターに情報提供や助言を求めるなど、緊密に連携を図るものとする。
- 5 センターにおいて事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自殺者の親族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報（相談内容等）の秘密を漏らしてはならない。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。